

平成 3 1 年  
第 1 回定例会  
会 議 録

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

平成31年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成31年3月12日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 平成30年第4回定例会  
陳情第1号 宿泊施設誘致に関する陳情
- 日程第 4 所管事務調査の報告について
- 日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 6 報告第 1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 7 報告第 2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 8 報告第 3号 放棄したその他の債権の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・  
評価報告について
- 日程第10 承認第 1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処  
分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について  
の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第16号 江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に  
関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第15 議案第 2号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4  
号)について
- 日程第16 議案第 3号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2  
号)について
- 日程第17 議案第 4号 平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第  
4号)について

- 日程第18 議案第5号 平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について  
〔町長～平成31年度町政執行方針表明〕  
〔教育長～平成31年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第19 一般質問
- 日程第20 議案第6号 平成31年度江差町一般会計予算について
- 日程第21 議案第7号 平成31年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第22 議案第8号 平成31年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第9号 平成31年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第10号 平成31年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第11号 平成31年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第12号 平成31年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第13号 平成31年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第28 議案第14号 平成31年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第29 議案第15号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第30 議案第18号 消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について
- 日程第31 議案第19号 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第20号 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第21号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第22号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第23号 江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第25号 指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第26号 指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第27号 指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第28号 指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第29号 指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第6号～議案第29号、  
平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 
- 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分
- 議案第18号 消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について
  - 議案第19号 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第20号 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

- 
- まちづくり推進課 所管分
- 

◎ 出席議員（12名）

議	長	打越東	夫
副	長	小笠原	淳夫
議	員	薄木晴	午
	〃	飯田隆	一
	〃	室井正	行
	〃	萩原	徹
	〃	小梅洋	子
	〃	塚本	眞
	〃	西海谷	望
	〃	若山明	廣
	〃	小野寺	真
	〃	小林く	にこ

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副	長	田畑	明
教	長	太田	誠
総	長	木村	晃
まちづくり推進課	長	出崎	雄司
財	長	斉藤	敏己
税	長	安田	克臣
町民福祉課	長	岸田	礼治
健康推進課	長	白鳥	智子

産業振興課長	大杉則明
追分観光課長	尾山徹
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	梅川年代
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	中川智
社会教育課長	大坂敏文
総務課主幹	竹内強
まちづくり推進課主幹	畑竜哉

(議会事務局)

局長	清水直樹
書記	森直彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成31年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営委員については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会から報告を致します。

第31回、第、平成31年度第1回江差町議会定例会における議会運営について、以下のとおり報告致します。議会運営委員会は、今年2月20日、そして3月1日、2回の会議を開催致しました。出席者は全員と議長、そして町理事者の説明も求めました。協議の結果は以下であります。

まず、本定例会に出されました審議議案等についてであります。委員会の報告6件、報告4件、承認2件、補正予算5件、そして予算条例制定改正等について、24件、併せて一般質問の通告は8名の議員からありました。併せて、一般質問のやり方、方法論について討議致しました。従来通りであります。一問一答方式で行いまして、質問回数、一問につき再質問迄、答弁を含めて60分の時間制と致します。議員の質問は全て演壇で行い、理事者答弁は、1回目はこの演壇で、2回目以降は自席で行う事と致します。理事者においては、議員からの質疑、質疑に対し議長の許可を得て反問する事が出来る事と致します。その場合、議員の答弁も含めまして、時間、あ、制限時間外と致します。一般質問、議案等の質疑で感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言は、限に慎む事をお願いしたいと思います。

以上の議案と、さらに一般質問の通告を含めまして、更には、予算質疑の日程もあります。会期はそれを含めまして、今日、3月12日から14日迄の3日間とすることを委員会として議決しました。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期を本日1日から、本日から14日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の、時間制を採用して行うこと。また理事者においては、委員長から質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は、60分時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情を議題と致します。

本件は、平成30年第4回定例会において、総務産業常任委員会に付託しておりましたが、その審査結果の報告が提出しておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「室井委員長」。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「室井委員長」(報告)

委員会報告を致します。本委員会に審査負託された、陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条及び第97条の規定により、下記のとおり報告致します。

1. 調査事件

平成30年、第4回定例会、陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情でございます。

2. 調査期間は、今年1月24日から2月22日の3回に行いました。

3. 審査と経緯、審査の経緯と結果について報告致します。

平成30年9月28日に、江差町議会議長宛てに提出された陳情書の主旨は、町外からの宿泊事業者を誘致する事は、現在、経営されている地元の宿泊事業者の破綻を招く恐れもあるため、宿泊施設の誘致、及び宿泊、誘致宿泊事業者に対する、江差町まちづくり推進交付金、上限1億円の停止を求めるものであります。これまでの、江差町及び議会の動きとすれば、概ね次のとおりでございます。江差町では、江差町総合計画や江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、江差町観光戦略書において、新たな宿泊施設の必要性について記されております。また、これまでの通過型の観光形態から、滞在型の観光形態へのシフトを図るべく、一般社団法人江差観光みらい機構を設立し、外貨を稼ぐための仕組みを構築するために、新たな観光施設を創設する事としており、宿泊施設の整備が大きな役割を果たすものと述べられております。

議会では、総務産業常任委員会から、平成23年第3回定例会、発議第10号、観光振



興に関する事務調査において、宿泊施設はこの町の観光振興において、大きなウイークポイントである。町外資本に対するホテル誘致の強化が必要と考えられるとし、併せて既存の旅館が再生出来るような行政の支援を検討すべきと報告されております。

また、平成27年第3回定例会、発議第9号、新幹線を活用とした産業振興に関する事務調査では、宿泊滞在型観光の受入増強に向け、観光客の多様なニーズに対応した、良質な宿泊施設の整備が必要である。

また、既存宿泊施設の充実のため、宿泊施設誘致促進対策事業は旅館組合、商工会などの意見を踏まえ、制度の見直しや、情報発信等に対する助成制度の検討も必要であると意見報告がなされ、宿泊施設の必要性については、新たに誘致すべきものの他、既存の宿泊施設整備に向けても、前向きな意見や報告をしている所であります。江差町においては、長年の懸案である宿泊施設の整備や、新たな人を呼び込むと地域の活性化は基より、地域経済に少なからず、高環境をもたらすものと考えられる。当該交付金事業は、要綱により策定されてものであり、宿泊施設誘致に対する町の姿勢を示したものであり、今後、宿泊事業者からの申請がなされた場合、1つ、役場内部での審査、1つ、町内宿泊事業者への説明、1つ、議会の議決、という必要なプロセスがあり、事業計画書の受理が即、交付金、1億円上限の事業実施とは、なっておりません。

以上の事から、下記のとおり意見を付した上、本陳情を不採択とするべきものと決定したことを報告致します。

(意見)

江差町まちづくり交付金は、町外からの宿泊事業者のみならず、町内の既存宿泊施設も活用できる内容などとなっているが、今回の陳情書が提出された背景には、行政側が陳謝しているとおりに、町内の既存旅館組合への丁寧な説明の欠如と懇談の場の設定、理解を求める環境整備などの努力不足と認めます。今後も引き続き、既存宿泊業者との話し合いを早期に行い、旅館組合が役場庁舎前に設置されている、看板の撤去を伴い合意の上、速やかに撤去される最大の努力を、強く求めるものであります。江差町継承のために、今、何が求められているか、町民創意の事業となるように、努力する事を強く望み、意見と致します。

以上です。

(議長)

以上で、報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑、希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情について、委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、陳情第1号については、委員長報告のとおり決定致しました。

(議長)

日程第4、所管事務局調査の報告について、平成30年第2回定例会発議第15号、拠点地域整備と都市計画マスタープランに関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「室井委員長」。

「室井委員長」(報告)

総務産業常任委員会から調査報告を行いたいと思います。

本委員会に付託調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告致します。

1. 調査事件

平成30年第2回定例会発議第15号、拠点地区整備と都市計画マスタープランに関する事務調査でございます。

2. 調査期間は、平成30年8月28日から本年2月22日迄、先進地行政視察を含めて、12日間ございました。

3. 調査の目的と結果、報告致します。

都市計画法第18条2項の第1項に規定する、市町村の都市計画に関する基本の方針、都市計画マスタープラン、及び都市再生法特別措置法、第81条第1項に規定する、立地適正化計画の策定作業を、江差町は、第5次総合計画、第2次総合戦略を1年前倒し、平

成31年度末を目途に、現在、取り組みなされております。江差町のみならず、全国の地方都市、市町村共有の諸課題が、山積する中、如何に創意と工夫を練り、江差町固有の緒資源を活かし、他町に例のない、ユニークなまちづくりの基本指針を立案しながら、実行に移さなければなりません。

法定制度による、まちづくりは事業メニューの選択範囲の拡大、有利制度の活用など、多くの利点もありますが、絵に書いた餅にせず、将来を見据えた、実行できる具体的な事業計画の立案に結び付く計画でなければなりません。総務産業常任委員会は、平成29年第2回定例会において、発議第13号として、かもめ島周辺の利用計画に関する、事務調査を立ち上げ、具体的課題と計画指針を提案しております。今回の調査事件と連動するものであり、中心市街地の諸課題に対し、役割のある委員会活動を目指したものであります。町議会は、町民の税金を利用し、先進地行政視察を行っております。この事を、十分認識し、委員会として、あえて難関に取り組み、美しい村連合に加盟している町として、また、日本遺産の認定を受けている町として、現状の市街地をしっかりと見据え、懸念すべき課題と、今、頑張っている商店や町民に、更には、将来に夢のある、夢と希望のある子供達のために、目に見える形で提案し、事業計画立案に当たり、少しでも、活路を見出す、導火線となるべきとの強い願いを込め、調査自件を発議致しました。これら調査結果について、次のとおり意見を付して、報告致します。

<意見>

第一点目。

各拠点地区の課題と整備でございます。

中央商店街には、比較的規模の大きい使用されていない老朽施設と、空き地が点在しております。

中央商店街の景観と立地条件の優位性を阻害していることから、その解決策と早期対応が求められております。民間所有の施設と空き家ではありますが、地権者、所有者との意向協議の場を早期に着手し、課題点の解決に向けた取り組をするべきと、強く認識し、意見と致します。併せて、町内全体の空き家、空き店舗などの状況を把握され、戦略的な計画、立案が必要と認識致します。先の全員協議会で説明のあった、特定空き家と認定された29件が権利者との合意形成が成されたものなのか、周辺環境や避難通路の確保上、最優先すべき物件なのか、その選定過程が不明路であると指摘致します。

また、道々江差停車場線、停車場線交差点改良の事業実施に当たっては、北海道に対し、要請する事を強く求めるものであります。

更には、町有地、旧江光デパートの跡地でございますが、在り方に対し、各団体から様々な意見や提案もありますが、単体での跡地利用計画ではなく、周辺地区との協調、連動制を高める計画を立案すべきと考えます。単体の大きい施設計画は、建設ランニングコストの上昇を招き、財政課題が浮上致します。小さくても賑わいある演出を周辺地区と連携し、子供から大人まで集える拠点としての計画が必要と考えます。例えば、祭り好きの江差つ

子が1年中、姥神祭りの笛や太鼓の練習が出来る場などに、一部活用する事も賑い創出する上では、極めて、有効と考えます。

次に、法華寺通り商店街でございます。法華寺商店街は、過去に土地区画整理法、第3条5の規定により、規定に基づいた事業展開を試みましたが、途中で頓挫しております。そもそも法華寺通り商店街に土地区画整理事業を導入し、街区の整備事業を行うとして、計画した所に問題点があったと認めざるを得ません。これは、更地に土地区画整理事業を行う場合、比較的容易であります。古くからの建築物がある場合、所有地の確定測量を実施する事により、隣地境界線が大幅に変更される例や関知段階で、自己所有権が認められない例などもあるからであります。土地区画整理事業が頓挫し、数年、しかし、街区の方々は頑張って商店経営をされており、由緒ある法華寺通り商店街を存続して行くためにも、多様性を持った支援策が必要であります。例えば、街区に所有権を有する、建物所有者同士の建築協定の締結指導などが考えられます。その中で、サイン看板の統一性、照明ファサードの色彩や、材質統一など、自主的協定が締結された場合、行政も、積極的に商店振興策を図る必要があると強く認識するものであります。

また、街区の中には、歴史的建造物と評価されるべき、ささなみ精肉店や旧熊本書店が存在しております。歴史、文化を論ずるならば、街区の活性化、伝承面などから財政支援を含め、新たな町並み、家屋保存条例の設定などの、政策を強く求めると同時に、歴史的建造物の修復、保存に寄与する、技能士の育成が江差町の景観的付加価値を高める、施策の1つと認識するものであります。調査、保存方策について深く思慮するところでございます。

更には、江差保健所のブロック塀が解体され、現在、単管仮防護柵が設置されております。隣接する法華寺正面には、自主的に木柵を設置し、景観に配慮した演出を行っております。町道、本町中央線、法華通り商店街から馬坂線、法華寺正面から眺める景観は、江差町の中でも絶景ポイントであり、江差保健所の防護柵を木質系で設置するよう、北海道に対し強く要請すべきと考えます。

次に、町道姥神中歌線、通称いにしえ街道でございます。平成16年11月にいにしえ街道が完成し、開通され、以後、14年が経過し、諸課題も見え初めております。その半面、街区の中で新たな活動をしている団体も存在し、街区のみならず、江差町の活性化に尽力されている姿が見受けられます。この街区は、総延長1,056.3m以内に北海道一の宮と称される姥神大神宮と横山家、旧中村家住宅の北海道並びに国の重要有形民俗文化遺産が存在しております。更には、街区周辺には、檜山爾志郡役所や法華寺の中核施設と町会所会館、九艘川公園、対鷗館、などのポケットパーク的な施設が点在しております。しかし、近年、空き家、空き地も見られ、街区の再活性化対策を望む声も出ております。また、夏場に江差町に観光で訪れてる姿を拝見する機会も多くありますが、観光客が腰を休め、休憩出来る場所の提供が十分なのか。多少疑念を抱いている所であります。例えば民間所有の空き地の一部を借上げ、景観に配慮した、一時休憩施設などの設置等、検討す

べきと考えます。

更には、横山家、第8代当主が昨年、急逝され横山家が休館状態に至っております。議会での議論も多くありますが、横山家施設群は海水の浸入により、老朽化が著しく、早期対応が必要とされます。観光立町を目指す江差町として、重い意志と保存、継承に向けた具体的な行動を強く求めると同時に、解決策、対応策が確定する迄の間、横山家と協議され、観光シーズン期間、臨時営業される事など、強く望み意見と致します。

加えて、旧中村家住宅と道路を挟んで、隣接する国道側民有地に単管柵が設置されております。旧中村家住宅跳ね出し、石詰基礎家屋を撮影する観光客の絶景ポイントであり、地権者と相談の上、町が費用を負担し、美しい景観保存に努めるべきだと考えます。

次に、鷗島周辺地域でございます。国道228号線から、鷗島に至る街区整備に関する調査事件は、3. 調査の目的と結果で述べているので省略致します。ここでは、国道に至る区間の中で、現在の姥神大神宮に移築されるまで、現存していた旧折居社とアネロイド気圧計周辺について、意見を述べます。この周辺は、いにしえ街道の起終点に位置し、北の江の島構想の入り口に位置し、極めて重要な拠点と認識致します。国道228号線の急カーブ、交差点改良に留める事なく、この位置から入る鷗島周辺の整備計画には、決して避けて通れない地点であります。ただ単に、目立つ事を優先した、鷗島の賑わいを論ずる事なく、鷗島は聖なる地としての、重い深い認識と併せ、整理し北の江の島構想を練り上げなければなりません。改めて江差町の礎は何であったのか。基本、基本的知識を共有し、鷗島整備構想と、北の江の島構想を連動する計画立案する事を強く意見と致します。

最後に、総括致します。

1つ、先進地行政視察から学んだものを皆さんに、報告させてもらいたいと思います。最初に、埼玉県越生まちづくり整備課長さんとの、話の中から、まず、申し上げたいと思います。総務産業常任委員会は、太田道灌生誕の地で、NHK大河ドラマ誘致の署名活動を行っている埼玉県越生町と同じく、武者小路実篤の理想郷、新しき村、また、病床970床を有する個人病院、埼玉医科大学病院のある毛呂山町の行政視察を行いました。首都圏から約50~60km。県内に有する両町で、都市計画マスタープラン、立地適性化策定作業の技術的なヒアリングの他に、特に印象の残った聞き取りについて、報告させて頂きます。

1つ、越生町まちづくり整備課長とのヒアリングの中から申し上げます。越生町、荒井町長さんの目の前で、町長から、まず知恵を出しなさい。知恵をなければ、汗を出しなさい。汗が出なければ、辞表を出しなさい。といると、話され、説明のスタートを切りました。首長と管理職職員の信頼感の厚さと、町民に対する、まちづくりの責任感を共有している事が、強く心に残ったものであります。今回の、行政視察の対象外でありましたが、隣接する、鳩山町と視察した毛呂山町の3町で1つの都市計画を形成し、医療機能、毛呂山町にある埼玉医科大学病院に集中し、越生町を診療化と致しました。人口減少が続くと、予想される中、広域連携事業のあり方、の1つの方策と認識致しました。

次に毛呂山町を訪問した時の、ヒアリングの中から、報告させていただきます。整備課主任の方の、は、民間事業所からの途中採用された方であり、埼玉県や国交省、国土交通省と張り合う、スーパー、猛烈、まちづくり担当者との思いが、深く脳裏に刻まれた所であります。主な発言、説明発言には、1つ、自分達の町の将来は、自分達で開くべきです。1つ、国土交通省は大きな町しか見ておらず、これでは我が町が潰される。1つ、国土交通省には、やる気のある自治体だなどと思ってもらう事が大事。1つ、立地適性化計画は、経済政策であります。1つ、民間企業にここで商売しませんかという、営業活動をしている。1つ、100年先を見据えて、毛呂山町がどうやったら残せるかという心差しでやってる。1つ、民間は稼ぐために頑張る。行政はそれを陰ながら支えるもの。1つ、交付金や補助金は取りに行ってもいけない。向こうから来るのを待つ。その待つ事が一番苦しく、一番苦勞するのが事務方であります。この事務方を支えるのが、町民を代表する議員。1つ、今までとおりの役所やり方では町を維持出来ない、などなどでありました。そして、最後に文化交流もさせていただきました。越生町の研修視察後、小梅委員から江差追分を即興で披露致しました。そのお礼の余興で、荒井町長さんから詩吟を披露され、町長室において、全員で記念撮影を致しました。

最後に、議会と行政は、自転車では例えると、前後の車輪と認識致します。活発な議論なくしては、停止するか共に転倒するか、深く肝に命ずべきと認識致します。そして、意見書の最後でございますが、愛宕町商店街と北部地区柳崎、伏木戸地区について報告させていただきます。今回の事務調査の現地視察対象地区外でありましたが、愛宕町商店街については、元気で頑張っている商店街との認識は、共有するもので、と、あると考えます。過去において、補助事業を導入し、街区整備を行った事例がなく、また、背後地に居住する高齢者の買い物適正地として、優位すべき課題と考えます。また、町内会の方々が集う、自立で、自分達で、建設された町内会会館は、相当老朽化しており、町内会と協議し、早期建設計画の立案を図るべきと考えます。無理、難題と思える要求としないが懸命に頑張っている街区には、行政もしっかり、応援するという、強い認識を改めて再認識して頂きたいと思えます。

更には、高規格幹線道路建設の計画に当たり、北部地区を起終点としての位置付けを望む声もあり、都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定上、出来る限り、多くの方々の意見を聞き、市街地全体の中で、北部地区をどのような位置付けをし、何を誘導すべきなど、問題点は多岐にわたる事を強く認識して頂き、意見とさせていただきます。

以上です。

(議長)

以上で、委員長報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

拠点地域整備と都市計画マスタープランに関する事務調査について委員長の報告のとおり、了承する事にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長報告のとおり、了承する事に決定致しました。

(議長)

次に、日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを、議題と致します。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、委員長からの報告のとおり閉会中の継続調査と致します。決定致しました。

(議長)